

習志野市教育委員会会議録
(令和7年第1回定例会)

- | | | | | |
|--------|---|-----------|--|--|
| 1 期 日 | 令和7年1月22日(水)
市庁舎5階委員会室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時45分 | | | |
| 2 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 | | |
| | 委 員 | 古 本 敬 明 | | |
| | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 | | |
| | 委 員 | 高 橋 浩 之 | | |
| | 委 員 | 馬 場 祐 美 | | |
| 3 出席職員 | 学校教育部長 | 島 本 博 幸 | | |
| | 生涯学習部長 | 府 馬 一 雄 | | |
| | 学校教育部参事 | 佐々木 博 文 | | |
| | 生涯学習部次長 | 芹 澤 佐 知 子 | | |
| | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶 一 | | |
| | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 | | |
| | 教育総務課長 | 早 川 誠 貴 | | |
| | 学務課長 | 寺 嶋 耕 一 | | |
| | 保健体育安全課長 | 荻 原 洋 | | |
| | 指導課長 | 利根川 賢 | | |
| | 総合教育センター所長 | 江 住 敏 也 | | |
| | 学校給食センター所長 | 石 垣 延 幸 | | |
| | 社会教育課長 | 越 川 智 子 | | |
| | 生涯スポーツ課長 | 忍 貴 弘 | | |
| | 中央公民館長 | 伊 東 尚 志 | | |
| | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | | |
| | 学校教育部主幹 | 宮 崎 宗 長 | | |
| | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 | | |
| | 学校教育部主幹 | 伊 坂 尚 子 | | |
| | 学校教育部主幹 | 藤 代 薫 | | |
| | 学校教育部主幹(習志野高等学校事務長) | 小久保 範 彰 | | |
| | 学校教育部主幹 | 志 摩 豊 | | |
| | 学校教育部主幹 | 松 田 裕 美 | | |
| | 生涯学習部主幹 | 勇 依 子 | | |
| | 保健体育安全課主任指導主事 | 黒 田 み の り | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

(1) 令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

第3 議決事項

議案第1号 令和6年度教育費予算案(3月補正)について

議案第2号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

議案第3号 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について

議案第4号 習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について

議案第5号 習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について

議案第6号 習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第1号、議案第2号及び議案第4号ないし議案第6号を非公開とし、議案第1号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に、議案第4号及び議案第5号の非公開部分の会議録については、習志野市社会教育委員会への諮問が完了した後に、議案第6号の非公開部分の会議録については、習志野市スポーツ推進審議会への諮問が完了した後に開催予定である次回の定例会において会議録が承認された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和6年第12回定例会の答弁の訂正の許可について諮り、承認された。

荻原保健体育安全課長

「報告事項(6)部活動地域移行について」の質疑中、文部科学省からの補助金について、高橋委員からの「今年度については希望どおりいただけたのか」との御質問に対し、「そのとおりである」と回答したが、令和6年度については、全て市費で対応しているところである。理由として、運

動部活動の指導員の派遣については、県の補助金の対象外との回答を受け、市費で実施している。文化部活動については指導課から回答する、と発言

利根川指導課長

今年度から始まった習志野市管楽器教育研究会が運営する取り組みについては、昨年度に、運営団体と協議を重ね、今年度は試行的に実施することとなったので、県からの補助金は受けていない。しかし、今年度の取り組みの中で、地域クラブ型としての方向性を運営団体と共有できたので、今後、県の補助金申請を行っていく。来年度も引き続き、文化部活動の地域移行に取り組んでいく、と発言

小熊教育長

補助金については、申請した方が事業を実施するにあたり有効であると考えているが、申請できなかった経緯について補足して説明していただきたい、と質問

荻原保健体育安全課長

今年度の部活動指導員の体制では、国、県の補助金の対象にならないということが県の見解である。令和7年度の民間委託と陸上競技部の地域クラブ型に対する補助金については、県と協議していきたいと思う、と回答

小熊教育長

補助金の対象にならないという理解で良いのか、と質問

荻原保健体育安全課長

県からは、指導員が会計年度任用職員という扱いであれば補助金の対象になるが、昨年度末の段階では、本市の指導員がそういった扱いではなかったことから、対象にはならないという回答をいただいた、と回答

島本学校教育部長

基本的には学校部活動に指導員として派遣された職員に対して市から支出をする事業については、県の補助対象とはなっていないということである。一方で、令和7年度に行う地域クラブ型の陸上競技部、あるいは民間委託については、運営母体が市ではない事業になるので、そちらについては補助対象となっているということである。併せて、文化部活動についても、管楽器教育研究会が運営母体なので、こちらについても補助の対象となる、と回答

高橋委員

運営母体が市の場合とそうでない場合があるとのことだが、習志野市としての方向性についてはいかがか、と質問

荻原保健体育安全課長

学校部活動地域連携型、地域クラブ型、民間委託の3つを通して、事業を進めていくことが国から示されている。学校部活動地域連携型の部活動指導員については市での雇用になるが、その他の地域クラブ型、民間委託については、国や県の補助を受けながら実証事業を進めていく。3つの取り組みをうまく利用しながら、休日部活動の地域移行を進めていく、と回答

高橋委員

補助金のために考えを変える必要はないと思うが、習志野市では市が運営した方が良いという考えが主流なのか、と質問

荻原保健体育安全課長

部活動指導員を派遣している中で、市だけでの運営は難しいと感じているので、実証事業を通して、民間の力がどのような形で活用できるのかを検証していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

教育委員会としても、難しいことではあるが、しっかりと研究をして、保護者負担の軽減につながるような取り組みをしていきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、答弁の訂正は終了した。

小熊教育長

令和6年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

古本委員

答弁要旨総括表の16ページ目、通告No.16の谷岡議員の要望に対する答弁要旨に、教育委員会会議にて報告し、委員の皆様の御意見を伺うと記載されているが、これはどういったことか、と質問

利根川指導課長

教育支援委員会に必要な検査を、外部機関で受けている方がいるということについて、教育委員の皆様に報告し、現状のままで良いか意見を伺って欲しいという要望であった。現状としては、令和5年度に教育支援委員会で審議をした中で、医療機関において検査を受けた児童生徒は42名であった。教育支援委員会の審議資料の中で、検査の実施日、実施期間については記載を求めているが、自由診療であったのか、保険診療であったのかは把握していない。今後の教育委員会の基本方針としては、教育支援委員会における審議資料を作成するための、知能検査、発達検査の費用については、保護者の負担がなくなるように取り組んでいく。具体的には、田中ビネー式という検査を推奨していきたいと考えているので、各校でアセスメント研修を実施し、受講者がこの検査を実施できるようにしていきたい。また、WISC(ウィスク)等の他の知能検査、発達検査を外部の相談機関、医療機関で受けている場合は、その結果をそのまま用いるということも可としている、と回答

古本委員

市の検査が受けられる機関が少ないと考えれば良いのか。治療の過程で、医療機関において検査を受けている方は、その結果を用いることができるが、それ以外の方については、市の機関で検査をすることができれば、無理をして医療機関等で検査を受ける必要がなくなるという理解で良いのか、と質問

利根川指導課長

今後、田中ビネー式の検査を実施できる教員が増えてくるので、学校でも検査ができるようにな

る。そのため、教育支援委員会の審議に関する資料のための検査の費用に関しては、保護者負担がなくなるように進めていく、と回答

古本委員

検査を実施できる人を増やし、保護者負担がなくなるように努力していただきたい、と要望

馬場委員

関連して質問したい。方向性としては、教育支援委員会の審議に関する資料のための検査については、外部の相談機関や医療機関ではなく、市の検査を受けていただくようにしていくのか、あるいは医療機関等での検査も可として、その費用について補助していくのか、と質問

利根川指導課長

医療機関等で検査をした費用については、保護者に負担をしていただくが、その結果を教育支援委員会の審議の資料としてそのまま使うことができる。医療機関等にはかかっていないが、市の特別支援を希望する方については、教育支援委員会で審議をするための検査結果を持っていない。そういった場合に医療機関等で検査をすると高額な費用がかかるが、市で行う田中ビネー式であれば、審議にかけられるために高額な費用を負担することがなくなるので、推奨していきたい、と回答

馬場委員

医療機関等で、改めて、検査を受ける必要はないという理解で良いのか。また、元々、医療機関等で検査を受けていた方の費用を補助するわけではないという理解で良いのか、と質問

利根川指導課長

そのとおりである。医療機関等での検査費用に関しては、保護者に負担していただくことになる、と回答

高橋委員

2点教えていただきたい。1点目は、現状の確認だが、費用負担を伴わない形で検査をした方は11名で、費用負担をされた方は42名という理解で良いのか。2点目は、医療機関等で検査をした方が、教育委員会に書類を提出するとなると、何かしらの費用負担が発生するのではないかと質問

利根川指導課長

1点目については、医療機関等で検査を受けた児童生徒は42名である。2点目については、検査結果を提出するための費用については負担していただくことになる、と回答

高橋委員

医療機関を受診した際の費用を保護者が負担するのは当然だが、教育委員会に書類を提出するために、その書類を医療機関に新たに依頼することによって費用負担が発生してしまうという理解で良いのか、と質問

利根川指導課長

医療機関で検査を受けた場合には、検査結果を医師からもらっており、それを教育支援委員会に提出していただく形になるので、新たに発行していただくことはない、と回答

高橋委員

診断書ではなく、検査結果だけを提出すれば良いということか、と質問

利根川指導課長

検査結果は診断書で発行されるわけではないので、検査結果をそのまま審議に関する資料として使用するということである、と回答

高橋委員

1点目の質問についてはいかがか。谷岡議員の1(2)の本答弁の答弁要旨に、保護者の費用負担を伴わない形で11件の検査を実施したと記載されているが、先程の説明にあった42名というのは、審議に関する資料のために、新たに費用負担をして医療機関で検査を受けた方と、元々、医療機関で検査を受けており、その結果を持っていた方が混在しているという理解で良いのか、と質問

利根川指導課長

アセスメント研修を受講した教員により実施された検査が11件であり、この検査結果をもって審議を行ったということなので、他の検査も行わなければならないということではない、と回答

高橋委員

審議に関する資料のために、費用負担をして検査をした方が全体の中で何名いるのか、と質問

利根川指導課長

確認し、後程お答えする、と回答

小熊教育長

先程、馬場委員から御指摘があったが、費用負担をなくしていくという今後の方向性については、どのような形で周知し、どのような形で実施していくのか、と質問

利根川指導課長

審議にかけるために行う検査についての費用負担をなくしていくという基本方針は、ホームページや年度内に保護者へ文書配布するなどの方法で周知していきたいと考えている。また、未就学の施設、療育機関などにも、文書にて周知をしていきたいと考えている。次年度以降に、各校において田中ビネー式の検査が実施できるようにし、5月に開催予定の第1回目の教育支援委員会では、保護者の費用負担がなくなるように進めていきたい、と回答

小熊教育長

現状ですでに、費用負担をしている保護者がいることを考えると、教育委員会としてはいち早く周知をして、御理解いただくことが必要になってくるので、この件にしっかりと取り組んでいきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

議案第3号 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について

(保健体育安全課)

荻原保健体育安全課長

議案第3号「習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について」、説明する。現在、教育委員会において、労働安全衛生法第66条の10に定められている心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックを実施している。今回の制定については、厚生労働省から示されている「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」のストレスチェック制度の手順において、ストレスチェック制度の実施方法等を規程として定めるという記載があることから、教育委員会においても、市長事務部に準じて、「習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程」を制定するものである。

従来の実施要領から変更した主な内容は3点ある。1点目は、文部科学省から示されている「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」というリーフレットにおいて、医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが学校の設置者に義務付けられているという記載があることから、現行の要領では、実施責任者に教育長とあるが、学校の設置者である教育委員会という文言に変更されていることである。2点目は、実施体制について、実施者はストレスチェックに関して専門的な技術と知見を有する機関が置く医師等とあったが、実施者を産業医等としたことである。3点目は、実施事務従事者は学校及び幼稚園の衛生管理者、衛生推進者及び教頭となっているが、規程では、教育委員会内に個人の調査票のデータ入力、結果の出力又は記録の保存等を含む、ストレスチェックの実施の事務に携わる実施事務従事者を置くこととしたことである。また、ストレスチェック実施後について、高ストレス者が面談を希望する場合、申し出から面談を実施するまでの日数、面接結果の提出はそれぞれ30日以内に行うことや、ストレスチェックの結果等を5年間保存することなど、労働安全衛生法施行規則や「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」で示されているものを実施規程に明記したところである、と概要を説明

小熊教育長

学校の設置者である教育委員会、という表現があったが正しいのか。教育委員会は、学校の指導、監督をする立場だと思うが、市ではなく、教育委員会が学校の設置者となるのか、と質問

荻原保健体育安全課長

学校の設置者は市長であり、教育委員会は管理機関である。説明を訂正する。今回の規程において、ストレスチェックの実施責任者を教育委員会に改めるものである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜議案第1号、議案第2号及び議案第4号ないし議案第6号については非公開。

ただし、議案第1号については、令和7年2月14日をもって

市長から議会へ提案されたため、

議案第4号及び議案第5号については、令和7年1月30日をもって

習志野市社会教育委員会議への諮問が完了したため、

議案第6号については、令和7年2月5日をもって

習志野市スポーツ推進審議会への諮問が完了したため、会議録を公開とする。＞

議案第1号 令和6年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第1号「令和6年度教育費予算案(3月補正)について」、説明する。提案理由にあるとおり、今回は国の補正予算が秋の臨時国会において成立したことに伴い、袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事及び第二中学校のグラウンド整備工事等に係る経費の増額について、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。両学校の工事については、令和7年度に実施する工事であることから、令和7年度当初予算での計上を予定していたが、国の補正予算が成立したことにより、財政的に非常に有利な措置がされるということから、令和6年度3月補正で前倒し計上するものである。例年、国の補正があった際には、同様の対応をさせていただいている。なお、今回申し入れる事業費については、6億175万5,000円である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第2号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について (教育総務課)

宮崎学校教育部主幹

議案第2号「令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第2号は原案どおり可決された。

議案第4号 習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について (社会教育課)

越川社会教育課長

議案第4号「習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について」、説明する。本議案は、習志野市子どもの読書活動推進計画案について、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、社会教育委員会議へ諮問するものである。現行計画の計画期間が令和7年度で満了することから、現在、次期計画の策定作業を進めており、昨年9月の教育委員会会議において、児童生徒や4歳児保護者へのアンケート結果を報告させていただいたところである。その後、庁内関係部署へのヒアリング等を経て、この度、計画の骨子案をまとめたので、その内容と方向性について社会教育委員から御意見をいただくものである。

諮問書を御覧いただきたい。2. 計画策定の趣旨は次のとおりである。令和元年度から7年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、スマートフォン等の情報機器の浸透による情報の入手方法の多様化や、SNSやゲームに余暇を費やす人が増えたこともあり、全ての世代で読書離れが進んでいる。文化庁が令和6年に全国の16歳以上を対象として実施した調査においては、1か月に1冊も読まないとの回答が6割に上った。子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものである。子ども時代に読書習慣をつけることがその後の人生を豊かに生きることにつながる。子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、社会の変化に対応した読書環境の整備に引き続き取り組んでいくため、次期計画を策定する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。骨子案について説明する。1. 策定の趣旨は、先程の諮問書の内容のとおりである。2. 計画の位置づけは、国の計画として、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の計画として、「千葉県子どもの読書活動推進計画」を踏まえた内容とする。また、庁内においては、「習志野市基本計画」、「習志野市教育振興基本計画」、「習志野市こども計画」と整合性を図り、作成していく。3. 計画の対象と期間についてである。現計画と同様に、概ね18歳以下の子どもと子どもの読書活動の推進に関わる保護者・教育・福祉関係者等を計画の対象とする。なお、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条基本理念においては、子どもを概ね18歳以下の者と定義しており、国、県の計画においても同様である。このことから、本市の次期本計画においても、対象は概ね18歳以下の子どもと定義するものである。また、計画期間は次期習志野市基本計画に合わせ、令和8年度から8年間とする。

資料2ページ目を御覧いただきたい。第2章では、子どもの読書活動を取り巻く全国的な現状を記載している。1. 子どもたちを取り巻く読書環境の変化についてである。近年、子どもたちを取り巻く読書環境は変化しており、GIGAスクール構想により小中学生に1人1台、タブレットの配備がされている。本市についても、同様に配備し、学習手段として活用するほか、令和5年度からは、端末で電子書籍を読むことができる習志野市学校電子図書館ナラシドライブラリーを導入し、従来の学校図書室と併用して、学校での読書環境を整備してきた。一方で、スマートフォンやタブレットに触れる機会が増え、YouTubeや各種SNS等の利用増、低年齢化が進んでいることが挙げられる。ベネッセ教育総合研究所と東京大学が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォンやパソコン、タブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かった。また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況である。2. 国・県計画の策定状況は、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は令和5年3月に策定され、計画期間は概ね5年間としている。基本的方針は①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点としている。県の計画は、今年3月に次期計画を策定予定であり、計画期間は令和7年度から概ね5年間としている。国の4つの基本的方針に対応する形で、資料に記載の2つの基本方針により推進していくこととしている。読書バリアフリー関係について、令和元年6月の「読書バリアフリー法」の施行を受け、順次、国、県において、計画が策定されている。本市の次期計画は、これら国や県の計画の方向性や内容等も踏まえて策定していく。

資料3ページ目を御覧いただきたい。第3章では、次期計画の策定にあたり、現在の本市における子どもの読書活動の取り組み状況と課題、それらを踏まえた今後の取り組みの視点を記載している。1. 現行計画の取り組み状況として、図書館、地域(家庭)、学校や園のそれぞれの場所で、基本方針①子どもが読書に親しむ機会の提供と充実、②地域や学校等における読書環境の充実、③子どもの読書活動への理解や関心の普及、④読書活動の推進体制の整備、に基づく計77事業において取り組みを進めた。主な取り組み内容は資料に記載のとおりである。

資料4ページ目を御覧いただきたい。2. アンケート結果等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点についてである。ここでは、児童生徒や4歳児の保護者へのアンケート結果や、関係部署へのヒアリング結果、また、読書に関する全国的な傾向等を踏まえた現状、課題、今後の取り組みの視点を記載しており、本市における課題を大きく3つに分けてまとめている。1つ目は、学年が上がるにつれての読書離れについてである。本市アンケート調査において、読書が好きな子どもの割合は、学年間の比較において、小学3年生が最も多く、その後、学年が上がるにつれて減少する傾向にあった。また、16歳以上が対象ではあるが、令和5年度に文化庁が実施した調査でも、全国的に読書量が減っているとの回答が過去最多の69.1%となり、その理由として、携

携帯電話やスマートフォン等の情報機器で時間が取られる、仕事や勉強が忙しくて読む時間がない、が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは中学生においても同様の傾向があると考えられる。本を読むきっかけについて学年ごとの結果を比較すると、全ての学年で、家族にすすめられた、が一定割合を占めており、友達にすすめられた、SNS等で知った、は学年が上がるにつれて増加している。また、図書館や図書室で実際に手に取って面白そうだったから、も一定割合を占めた。なお、国立青少年教育振興機構の調査では、1日に読むページを決めて読むこと、学校や市の推薦図書を選ぶことを多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示されており、読まされることにより自由な読書を妨げてしまう可能性が指摘されている。これらを踏まえた今後の取り組みの視点として、1点目は、SNSなどでは得られない楽しさが本にはあることを、親、学校の先生、司書、学校図書室、市立図書館など、周りの大人がいかに伝えられるか。2点目は、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるような情報発信をしていくこと。3点目は、大人から読書を押し付けないこと。このような視点が必要であると考えられる。なお、これらの視点は、後程説明する次期計画の基本施策につなげ、重点的に取り組んでいく。

資料5ページ目を御覧いただきたい。2つ目は、学校での読書活動の推進についてである。アンケート結果によれば、学校図書室の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあり、こうすればもっと学校図書室へ行くという設問に対し、自分の興味のある本があることといった蔵書面での回答が最も多くあったが、休み時間や放課後に自由に図書室を使えることとの回答も多くあった。本の入手方法においても同様の傾向が見られ、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書室から借りる割合が低下していた。なお、学校図書室は現状、学校司書や図書委員が在室している時間のみ開館している状況である。これらを踏まえた今後の取り組みの視点として、1点目は、学年が上がるにつれて、忙しさが増すことが推測される中、毎日通う学校にある学校図書室をもっと使ってもらうこと。2点目は、各学校での学校図書室活用の取り組みを学校間で共有し、全市的に広めていくこと。3点目は、子どもの読書に対する教職員等への意識付けを行うこと。このような視点が必要であると考えられる。3つ目に、未就学児に対する取り組みについてである。アンケート結果によれば、現行計画の期間中において、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下しており、読み聞かせをするうえで、障壁となっていることを尋ねる設問では、保護者が仕事や家事で忙しく時間がないという回答が1番多く、5割を超えており、2番目に保護者が疲れていて読み聞かせできないという回答が多い結果となった。また、幼保こども園において本の貸出を希望する声や、園でたくさん読み聞かせをしてもらいたいといった声が複数寄せられた。次に、ベネッセと東京大学の共同研究にて、入学前に読み聞かせを週に4日以上受けた子どもは、週1日未満の子どもと比べて、その後の読書時間も1.5～2倍長くなる傾向があり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向があることが分かった。また、市が実施したアンケート調査では、保護者自身の読書の好き嫌いと読み聞かせの好き嫌いには相関が見られることが分かった。なお、各幼保こども園での取り組みについても調査を行ったところ、園での読み聞かせや、保護者への啓発が積極的に実施されている中、市立図書館や地域ボランティア等と連携ができていない園もあることが分かった。これらを踏まえた今後の取り組みの視点として、1点目は、時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み、時間がなく図書館に行けない層への取り組みである。2点目は、乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及、取り組みの推進、保護者の読み聞かせ、読書の優先順位を上げる取り組みである。3点目は、保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組みである。4点目は、図書館と幼保こども園、こどもセンター等の子育て関連施設の連携の強化である。5点目は、図書館、幼保こども園と地域ボランティアの連携の強化である。これらが、今後の取り組みに向けて必要な視点であると考えられる。

資料6ページ目を御覧いただきたい。第4章は、次期計画における基本目標、基本方針、施策

体系についてである。1. 基本目標については、現行計画から継続し、全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくりとしている。2基本方針として、県計画に準じ、(1)(2)に記載の2点を挙げている。(1)社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進については、周りの大人が、子どもたちが自主的に読書を楽しむために、子どもが自然に持つ面白さを味わいたい、知りたいという気持ちと本をつないであげることが大切であるという考えのもと、主に、意識面に働きかける取り組みという観点で、社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進としている。また、子どもが読みたいときに本が身近にあることが大切であるとの考え方のもと、(2)読書環境の整備と連携体制の構築としている。3. 施策体系については、先程説明した、今後の取り組みの視点や国、県計画を踏まえ、計10項目の基本施策の取り組みを記載している。第5章の具体的な取り組みについては、現在実施している事業の見直しや新規事業等について検討中であるので、社会教育委員からの御意見を踏まえて、まとめ次第、改めて報告する。第6章の数値目標について、1点目は、現行計画に引き続き、読書が好きな子どもの割合について設定し、増加することを目指していく。2点目は、1か月に全く読書をしない割合を表す不読率について新たに設定し、こちらの数値が低くなるよう、学年が上がっても切れ目のない読書習慣の形成を行うべく、各事業に取り組んでいく。具体的な数値については、現在検討中である。なお、現行計画では、平日に30分以上読書を行う時間について目標値を設定していたが、次期計画では、読書を強制的に押し付けるのではなく、子どもたちが好きな時間に好きな本を楽しんでもらうことを目指すため、時間で計ることはせず、不読率という形で状況を確認していく。また、学校図書室や地域の図書館を月1回以上利用する割合についても、本を入手する手段としては、学校図書室や地域の図書館に限らず、本屋やインターネットでの購入や友達から借りるなど、様々な方法があることから、次期計画からは削除している。以上が、本計画の策定にあたっての基本的な考え方である。最後に、計画策定までの今後のスケジュールだが、本日、教育委員の皆様にお諮りし、了承いただけたら、1月30日に開催する、令和6年度第3回社会教育委員会議において諮問したいと考えている。その後、社会教育委員会議や庁内各部署との調整を経て8月頃に答申を受ける予定であり、その際は、教育委員会会議にて報告させていただく。また、12月頃に計画案についてパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえて最終案を作成し、最終的には、令和7年度中に、教育委員会会議で承認いただき、計画決定をしたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

読み聞かせは読書の入口として非常に大切な役割があると思うが、読み聞かせの教育的効果について説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

未就学の段階から読み聞かせを続けることによって、読書への関心が高まり、また、読書を続けていく確率が高くなる。それに加えて、学校においても様々な本に触れることで、子どもたちが本に対して興味を持つこともある。また、自分ではなかなか読めないが、読み聞かせをすることによって、子どもが物語の世界や、自分の知らない世界に目を向けていくことができる。小学校においては、様々なボランティア団体により、16校全てでお話会という読み聞かせを行っている状況である、と回答

小熊教育長

お話会ほどの学年で、どれくらいの頻度で実施されているのか、と質問

利根川指導課長

学校の規模により、実施の方法は様々である。規模の小さな学校は2学年一緒に行っていたり、規模の大きな学校は学年やクラス単位で行うなど、様々な形態があるが、各校に共通しているのは、全ての学年において、各学期1回ずつ実施していただいていることである。絵本や日本の昔話、外国の物語、紙芝居などを使い、子ども達が本に興味を持つように、様々な工夫をして実施していただいている、と回答

小熊教育長

幼児教育における読み聞かせの実態についてはいかがか、と質問

松田学校教育部主幹

幼稚園、保育所、こども園では、毎日何らかの絵本、紙芝居等で読み聞かせを行っている。乳幼児期から子どもが興味のあるもの、もしくは全く興味がない自然関係のものなど、様々な絵本に触れることで、物語や世界観に関心を持ち、成長したときに様々な絵本に自分から触れたり、シリーズものなどにも興味を持ってみたい、そういったことが育ちにつながるということに期待しながら、毎日絵本の読み聞かせを行っている。お話会については、各施設で2～3か月に一度、地域のボランティアの方の御協力を得ての実施や図書館に出向いて参加をしているところである、と回答

小熊教育長

発達段階にもよるが、毎日、数多くの絵本等に触れるということが大事である。行事的に実施することも必要だとは思いますが、日々の中で、担任の先生から読み聞かせをしてもらえるような環境を作っていかなければならない。また、読み聞かせの教育的効果を広く周知し、保護者にも理解していただくことが大切なので、しっかりと取り組んでいきたいと思う、と発言

高橋委員

保護者の重要性がところどころで強調されているように思うが、保護者に向けた基本施策はあるのか、と質問

越川社会教育課長

確認し、後程お答えする、と回答

古本委員

共働きの方が増えている状況で、仕事から帰宅し、家事をした後に読み聞かせをすることは現実的に厳しいと感じている。時間的に余裕がある方については読み聞かせができると思うが、できない方との格差が広がってしまうので、保育所等での読み聞かせを強化していく方が、読書率の向上に効果的であると思う。読み聞かせを週4日以上受けた子どもは週1日未満の子どもと比べて、その後の読書時間が1.5倍から2倍長くなるとのことなので、毎日行っている読み聞かせを継続し、それを推進していただきたい、と要望

越川社会教育課長

小学校で放課後子供教室を行っている中でも、既に読み聞かせの時間を設けているところである。基本的には自由に過ごす場ではあるが、そういったところで読書を楽しむ児童もいるので、強制的にならないように、読書の面白さを伝えていけたら良いと思っている、と発言

越川社会教育課長

先程保留となっていた、高橋委員からの、保護者に向けた基本施策についての御質問にお答

えする。各基本施策の中での細かい取り組みについては、これから作っていくところだが、例えば、読書のきっかけとなる催しの実施という基本施策①の中で、大人向け講演会や講座の開催といったものを考えている。また、家庭教育学級等での家読等の情報発信や、学校だより、園だよりによる家読の情報交換、また中高生の保護者に向けた情報発信の強化も必要があると考えている、と回答

高橋委員

世の中が非常に厳しい状況の中、多忙な保護者に無理を強いるのは難しいと思うが、できることとしては、そういった方でも読み聞かせができるようなきっかけや本の紹介、ブックトークなどが考えられると思う。家庭での読み聞かせが大事だということであれば、保護者に対しての施策を考えた方が良くと思う、と発言

馬場委員

資料5ページ目の学校での読書活動の推進についての今後の取り組みの視点の中に、学校図書室をもっと使ってもらおうという文言があるが、これは学校図書室から本を借りるだけではなく、学校図書室に滞在して読書をする時間も含まれていると思う。学校図書室に滞在して読書をしているかどうかという割合は、これまでに示されたことがあったか、と質問

越川社会教育課長

小学校の図書室の利用については、基本的に司書または図書担当教諭がいる場合のみに限定されている。司書や図書館担当教諭がいない時間に滞在して読書をする時間を作ることが、現状難しい状況なので、学校側とも協議をした中で利用についてのルール等を話し合いながら進めていく必要があると思っている。利用実態のデータはないが、司書や図書担当教諭がいないときは利用できない状況である、と回答

馬場委員

社会教育委員の方々に諮問をする際に、利用実態のデータがあった方がわかりやすいと思う、と発言

利根川指導課長

学校図書室の利用回数や本の貸出数のデータについては、年度末に報告をさせていただく予定である、と回答

赤澤委員

骨子案は非常に良い内容であると思うが、こういった取り組みがよかったのかなど、計画に対する評価や考察はどのタイミングで行うのか、と質問

越川社会教育課長

基本的には新しい計画の冒頭部分に、現計画の実績の考察、分析を掲載する形になると思う。指標ということで見ると、小中学生を対象とした1指標は目標値を達成しており、1指標は目標値には到達していないものの、基準よりは増加している。その他の1指標と、4歳児保護者を対象とした全3指標の計4指標については、基準値よりも低下している中で、これまでの取り組みの考察を踏まえて骨子案を検討してきたところだが、それについては、計画書の中で示していくことになる。読書活動の推進について、良い結果が出ている学校もある。例えば、小学校において比較的高い数値が出ている谷津南小学校の取り組みを伺ったところ、クラスごとに週1回1コマを割り当

て、図書室で読書や本の貸し出し、返却ができる時間があるなど、図書室に行く機会を作っている。また2年生から6年生は朝読書を毎日行っていることなども要因として挙げられている。また中学校で比較的高い数値が出ている第七中学校では、図書委員が全校集会などで本の大切さを発信したり、おすすめの本を紹介するなどしている。また、学校司書がおすすめの本を掲示したり、国語の教員が授業時間に生徒を図書室に連れて行くなどの取り組みを行うことによって、良い結果として現れている。新しい計画においても、これまでに効果があった取り組みについては積極的に取り入れて共有していきたい。また、今の取り組みでは良い結果が出なかった部分についても、関係各課や団体の御意見を踏まえながら、より効果的な取り組みへ変更していきたいと思っている、と回答

赤澤委員

今の説明は、令和元年度から令和7年度までの現在の計画の取り組みの評価を、次期計画の冒頭に記載するという理解で良いのか、と質問

越川社会教育課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長

いただいた御意見等を計画に反映させるようにしていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第5号 習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について (社会教育課)

越川社会教育課長

議案第5号「習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について」、説明する。本議案は、習志野市文化振興計画案について、議案第4号と同様に社会教育委員会会議へ諮問するものである。市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、次年度で終了する現行計画期間の取り組みと総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため、次期計画を策定するものである。

諮問書を御覧いただきたい。2. 計画策定の趣旨は次のとおりである。現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間として策定した。この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期、中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。一方で、コロナ禍により、文化芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化芸術活動として、インターネット配信やVR技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。また習志野市では、昭和53年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠

点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和4年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取り組みと総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため、令和8年度から令和15年度を計画期間とする次期計画を策定する。

A3版資料の骨子案を御覧いただきたい。諮問するにあたり、次期計画の骨子案の概要をまとめたので、主だった内容を説明する。1. はじめにの計画期間については、市の前期基本計画期間と合わせた、8年間で予定している。2. 習志野市の文化を取り巻く動向のうち、計画の総合指標の達成度を図るとともに、次期計画の策定に向け、現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるべく、本年度に実施した市民意識調査結果について、本日は時間の都合上、主な結果を抜粋して紹介する。

アンケートの結果報告1ページ目を御覧いただきたい。市民及び市立小中高生、そして文化芸術団体と三者を対象としたアンケートをそれぞれ実施した。調査概要だが、Ⅰ. 文化・スポーツに関する市民アンケートの(1)調査概要については、市内在住の19歳以上の3,000人を対象に年齢層ごとに表のとりの分布にて実施した。なお、スポーツに関する設問と合体した調査票にて実施しているので、議案第6号におけるアンケートと調査対象及び標本数は同一となる。実施方法、回収数、回収率については記載のとおりである。次に、Ⅱ. 令和6年度文化に関する市立小中高生アンケートについては、市立学校の該当学年全数を対象に小学6年生、中学3年生、高校2年生に実施したものである。

アンケートの結果報告2ページ目を御覧いただきたい。Ⅲ. 文化芸術活動に関するアンケートについて、文化芸術活動を実践している習志野市芸術文化協会の加盟団体のうち、各分野で運営委員を担っている代表団体25団体を対象に実施した。次に、Ⅰ 文化に関する市民アンケート結果概要である。1. 過去の文化芸術の鑑賞、活動の経験について、年代別の回答は記載のとおりである。令和元年に実施した前回調査と比較すると、鑑賞、活動ともに過去1年間に経験したと回答した件数は、80歳代以上を除き前回調査の割合を上回っている。鑑賞した件数は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増と、ほぼ横ばいとなっている。活動した件数については30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇するものの60代で若干減少し、その後上昇していく傾向がある。前回調査との比較においては、前回の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加している。

アンケートの結果報告3ページ目を御覧いただきたい。過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方に理由を尋ねた設問では、仕事や生活が忙しく時間がないが56.5%、続いて、興味のある催し物が少ないが51.9%、自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だが34.4%となっている。仕事や生活が忙しく時間がないが前回調査時と同様に最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30歳代から50歳代までの層でそれぞれ理由の3割を占めており、最も多くなっている。興味のある催し物が少ないは、20歳代以下と60歳代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めている。3番目となった自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ、は、前回から11.4ポイントと大きく上昇している。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられる。年代別では70歳代が2割を占め、最も多く、30歳代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっている。また、70歳代では情報が入手しづらいが2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっている。

アンケートの結果報告5ページ目を御覧いただきたい。過去1年間に公民館、図書館を利用した割合の設問である。公民館を利用したとの回答は約2割、利用していないとの回答は約7割と

なっている。一方、図書館を利用したとの回答は約4割、利用していないは約6割となっている。それぞれの施設で利用していない、わからないと回答した方に、どのようにあれば利用するかを問う設問について、公民館は気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所があるが35.1%、利用方法がわかりやすいが29.9%、興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われているが19.1%と上位となっている。また、図書館では、読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっているが47.3%、どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかるが30.2%、図書館が夜遅くまで開いているが25.7%と上位に上がっており、両施設とも講座や資料の質の高さの他にわかりやすい利用方法や施設の建物、レイアウトについてのニーズも一定程度挙げられている。

アンケートの結果報告7ページ目を御覧いただきたい。今後力を入れたら良いと思う文化芸術の取り組みについての設問では、習志野文化ホールが閉館し、新ホールの建設が待たれる中、誰もが利用しやすいホールや劇場の整備が47.3%、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供が41.0%と約半数を占めている。

アンケートの結果報告8ページ目を御覧いただきたい。Ⅱ令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート結果概要についてである。過去3年間の文化芸術の鑑賞、活動の経験を尋ねたところ、文化芸術を鑑賞した小中高生の割合は89.5%で、令和元年度の基準値から3.6ポイント減少しており、目標値も5.5ポイント下回っている。高校生は前回調査を上回った。なお、この鑑賞については、部活動は含むが、学校行事や授業での文化芸術鑑賞を除いた、能動的なプラスアルファの鑑賞経験を問う設問としている。学校行事等において文化芸術鑑賞は行われていることから、実際の鑑賞経験ということに限れば、児童生徒は、ほぼ100%になるものである。一方、文化芸術活動をした小中高生の割合は63.1%で、基準値から7.1ポイント増加し、目標値も5.1ポイント上回っている。こちらは、小学生以外は前回を上回った。前回調査では、鑑賞、活動ともに学年が上がるにつれて下がる傾向であったが、今回はコロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられる。

アンケートの結果報告9ページ目を御覧いただきたい。Ⅲ文化芸術活動に関するアンケートの結果概要である。3. 会員構成の年代(人)は、70歳以上の会員が7割以上を占めている。

アンケートの結果報告10ページ目を御覧いただきたい。5. 困っていることについては、新しい会員の確保が42%、運営側の人材不足が17%と、新規会員や新たな担い手を必要とする悩みが6割を占めている。

A3版資料の骨子案を御覧いただきたい。以上の結果を踏まえ、3. 前計画における取り組みとその課題、4. 将来像と方向性及び5. 施策と取り組みを一括して説明する。現行計画では3つの方向性とそれぞれ2つずつ、計6つの評価指標を定め、47の取り組みを推進し、毎年度の実績について、社会教育委員会議において報告してきた。なお、評価指標の設定については、策定当時の現状値であった令和元年度の数値を基準値とし、指標毎に1.2～2.0ポイント増加することなどを各々目標値として設定している。この間、コロナ禍の影響により、実施ができなかった事業もあったが、令和5年度の実績においては初めて、予定した全ての取り組みを実施するに至り、概ね計画どおりの進捗となっている。現時点で2つの評価指標は目標を達しており、4つが未達成の状況である。全体としては、方向性1の文化に触れる～機会の提供～、方向性3の文化を活かす～活用～については、概ね順調に進捗しているが、方向性2の文化をつなぐ～育成と継承～については、生の文化芸術鑑賞において、児童生徒の調査では減少している。鑑賞は市民も横ばいであり、計画のスタートから2年程度がコロナ禍であり、令和4年度末を以って市の文化振興の拠点であった習志野文化ホールが長期休館となったことなどからも、生の芸術に触れる機会そのものが減少したこと、スマホの普及により自宅でのデジタル配信で構わないと考える層も増加していることなどが要因と推察される。次期計画においては、これらを踏まえた政策、施策の設定、今後、一層工夫した取り組みを行う必要がある。こうしたことから、計画の将来像は引き続き「誰もが文

化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を案として掲げている。3つの方向性ごとに骨子案の概要を説明する。方向性1、文化に触れる～機会の提供～についての指標2点は、アンケート結果での説明のとおり、①は横ばい、②は増加しており、今後も維持と拡充を図っていく必要がある。一方、年齢、仕事、子育てや介護、居住地などの条件によって、鑑賞、活動状況に差があり、内容、ジャンルも含め、どのような条件下でも可能な機会の創出が求められる。特に習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要である。こうしたことから、今後の取り組みとしては、①誰もが文化に触れる機会の創出、②市庁舎や公共施設等身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会を提供、③市民が身近な文化芸術への関心を高め、気軽に触れることが出来る機会を増やせるような情報発信に取り組むことを位置付けた。次に、方向性2、文化をつなぐ～継承と育成～についての指標2点も先程の説明のとおり、③は基準値を下回り、④は目標値を上回っている。コロナ禍によって奪われた、子ども達の鑑賞、活動機会を提供し、特に、IT機器などを使用した動画等による鑑賞だけでなく、生の芸術に触れる取り組みを推進する必要がある。また、文化団体の課題は新規会員の確保であり、40年以上活動している団体が8割を超える中、新規加入者の減少について半数の団体が困っているとし、運営側の人材不足を挙げている団体が多い状況である。自然に新しい会員を取り込める環境を醸成していくことや新たな団体の結成加入を促していくことも必要となっている。このことから、今後の取り組みとして、①子どもや若い世代への文化の継承と育成、②文化に触れ、生きがいにつなげる環境の整備、③文化にたずさわる人材の育成を位置付けた。次に、方向性3、文化を活かす～活用～についての指標2点は、⑤公民館での音楽会・コンサートの実施回数は16回で、令和元年度の基準値から3回増加しているが、目標値には到達していない。⑥県指定文化財(旧大沢家・旧鵜田家住宅)の1日当たりの入館者数は、63.0人で、基準値から1.9人の増加となっているが、目標値には達していない。なお、令和5年度は旧大沢家住宅において、茅葺屋根の葺き替え工事のため、約3か月半の休館期間があったことから、こちらのみ令和4年度の数値を採用している。中高年を中心に市の歴史に関心のある市民は多く、地域への愛着を深め、若い世代も含めて我がまちを大切する心を育むことにもつながるため、今後も文化財の保存と活用に取り組む必要がある。また本市は小中高校における音楽活動の全国レベルの活躍から、音楽のまちとしての知名度が高く、引き続き特色を活かしたまちづくりに取り組むことが重要である。さらに大学との連携等、魅力的な活動により公民館の稼働を向上させるとともに、文化芸術に意欲的に取り組む成人が、その活動や発表を通じ世代を超えた交流につながりを生む中で、文化を創造していくことを支援していくことが必要である。このことから、今後の取り組みとしては、①文化財の保存と活用、②「音楽のまち習志野」の推進、③社会教育施設等地域の公共施設を通じた文化発信機能の強化、地域の公共施設を利用した交流の輪を作り、にぎわいを創出する取り組みの実施を位置付けた。なお、6. 推進に向けては、全庁的に文化振興に取り組むため、各関連分野の担当課と連絡調整を行うほか、評価指標を設定し、マネジメントサイクルにより検証に取り組み、さらなる文化振興を図るものです。なお、評価指標の設定にあたっては、社会教育委員からの御意見も伺いながら、新たに達成度を測るにふさわしい指標について、改めて検討していく。以上が骨子案の概要である。最後に、計画策定までの今後のスケジュールについては、先程の子どもの読書活動推進計画と同様であり、1月30日の社会教育委員会議において諮問し、効果的、具体的な取り組み等も含め、御意見をいただきながら策定を進めた後、8月頃に答申を受ける予定であり、その際は、教育委員会会議にて報告させていただく。なお、並行して、文化財審議会や公民館運営審議会においても、適宜、御意見をいただくと概要を説明

赤澤委員

アンケートの結果報告3ページ目の表に、自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だと

いう項目がある。このアンケートには、映画やクラシック音楽、ポップスなどと記載されているが、自宅でそれらを鑑賞することは、文化に触れるという定義から外れるのではないか。これからは、メディアの形が変わっていくと思うので、例えば、自宅にいながら、習志野文化ホールでの催しなどに触れるということもあると思う。市民がメディアに関わっていく中で、文化に触れるということの定義について、議論されていることはあるか、と質問

越川社会教育課長

コロナ禍においては、自宅での鑑賞が文化に触れるということへの命綱であったので、そういったところを重視していくような流れがあったと思う。社会教育委員会議に毎年この実績を報告する中では、実際に文化芸術活動をされている委員からは、やはり生の芸術に触れて欲しいという御意見をいただいている。文化に触れるということの定義は難しいところがある。テレビで鑑賞するものやチケットを購入し、配信で鑑賞するということも今の時代ではある。定義について宿題をいただいたので、こちらについても社会教育委員に御意見を伺いながら、次期計画の中で定義付けられるようにまとめていきたいと思う、と回答

赤澤委員

非常に難しいと思うので、すぐに回答を求めるものではない。私自身も生の芸術に触れることの意義は十分に理解しているので、定義について検討していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第6号 習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について (生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

議案第6号「習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について」、説明する。本諮問は、習志野市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、諮問するものである。

諮問書を御覧いただきたい。2. 計画策定の趣旨だが、本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在まで様々なスポーツ施策を展開してきた。今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取り組みや、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべきスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。計画の骨子案について説明する。1. 計画策定の基本的な考え方として、(1)策定の趣旨、(2)計画の位置づけ、(3)計画の期間を記載している。計画期間については、庁内の上位計画との整合性を図っている。2. 現状と課題として、(1)現行計画の検証であるが、現計画期間内における社会情勢の変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられる。スポーツ大会やイベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められた。今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要と考える。

資料2ページ目を御覧いただきたい。次に、(2)アンケート結果についてである。本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状、課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策を推進していく

ことを目的に実施した。

アンケートの結果報告1ページ目を御覧いただきたい。アンケートの概要についてである。調査対象、標本数、期間、方法等については、議案第5号の習志野市文化振興計画の策定に係るアンケートと合わせて実施した。項目については、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを主に実施している。

アンケートの結果報告2ページ目を御覧いただきたい。「する」スポーツについてのアンケート結果の概要である。上の円グラフが今回調査の令和6年度、下が前回調査の平成30年度の数値となっている。週1回以上、スポーツや運動を行っている市民の割合は、今回が53.7%、前回は51.9%と前回調査より上回る結果となった。資料にはないが、現在行っているスポーツ、運動は、ウォーキングが最も多く、次いで、ストレッチ、筋力トレーニングとなっている。目的としては、健康維持が最も多く、次いで、体力づくり、ストレス解消となっている。

アンケートの結果報告3ページ目を御覧いただきたい。週1回以上のスポーツや運動を行っている人の割合を年代別に記したものである。

アンケートの結果報告4ページ目を御覧いただきたい。結果として、70歳代以上の割合が多く、スポーツ、運動をしていない理由で最も多い、時間がないとは反対に、時間が多く取れることが想定される年代の方が行えているのではないかと推測される。スポーツ、運動をしていない理由についてだが、時間がないが最も多く、次いで、スポーツが苦手、お金がかかるとなっている。

アンケートの結果報告5ページ目を御覧いただきたい。「みる」スポーツについてのアンケート結果の概要である。会場に行って観戦する市民の割合は、今回が28.0%、前回は34.6%と前回調査より下回る結果となった。会場に行って観戦する割合は減ったが、会場にはいかないが、テレビなどで観戦するは46.2%と前回は上回っており、これは、コロナ禍の影響でIT化がさらに進み、パソコンやスマートフォンでの観戦が増えたのではないかと考える。資料にはないが、会場がよく見るスポーツは、野球が最も多く、次いで、サッカーとなっている。

アンケートの結果報告6ページ目を御覧いただきたい。観戦状況を年代別に記したものである。今後の課題になると考えるが、テレビなどでも観戦しないと回答した20歳代以下が33.3%、30歳代が、37.1%の割合となっている。

アンケートの結果報告7ページ目を御覧いただきたい。下段の観戦しない理由として、興味が無い、時間がないが多くなっている。

アンケートの結果報告8ページ目を御覧いただきたい。「支える」スポーツについてのアンケート結果の概要である。スポーツに関するボランティア活動に、参加したことがある市民の割合は、今回が9.0%、前回は13.3%と前回調査より下回る結果となった。元々、数値の高い項目ではないが、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の充実を目指すには、スポーツを側面から支援、協力する人や団体の存在は必要不可欠である。今後は、30代～50代が1人でも気軽にできることなどを考慮した施策の展開について、次期スポーツ推進計画に反映していきたいと考えている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。(3)各取り組みの検証についてである。「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの推進に、それぞれ各取り組みを実施した。評価については、令和元年度の数値を基準値とし、その達成に向けた取り組み状況を評価した。直近の令和5年度の評価としては、現行計画に位置付けられた事業は全部で45事業であり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、実施方法、内容を感染拡大前に戻した事業が多くあった。実績値についても改善がみられ、その結果、約69%の事業で評価が上がる結果となった。これらを基に、新たな計画での取り組みに活かしていきたいと考えている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。3. 目指す姿として、スポーツの力を活かし、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを3つの柱として推進することで、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフを実現し、さらにはスポーツによるまちの活性化を目指して

いく。4. 施策・取り組みとして、引き続き、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを3つの柱として施策を展開していく。「する」スポーツの推進については、市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりをしていく。資料記載の施策に各事業をぶら下げて展開をしていきたいと考えている。具体的には、スポーツ推進員が行っている、歩け歩け大会等がある。

資料4ページ目を御覧いただきたい。「みる」スポーツの推進については、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、興味関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる地域の活性化を目指していく。こちらについても、施策につながる事業を検討していきたいと考えている。現在は、アメリカンフットボールチームのオービックシーガルズの公式戦の観戦、千葉ロッテマリーンズの観戦チケットを小中学生に配布するなどを行っているので、周知し、「みる」スポーツの推進につなげていきたいと考えている。「支える」スポーツの推進については、指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境の充実を目指していく。各種スポーツ大会等の準備など、スポーツを側面から支えていきたいと考えている。学校スポーツとの連携等については、部活動の地域移行を支援し、連携を図っていききたいと思っている。また、令和9年度全国高等学校総合体育大会の南関東ブロック大会では、習志野市が水球の会場となるので、そちらの支援も行っていきたいと考えている。新たな計画において施策を展開する上で、社会情勢の変化、少子高齢化、多様なニーズへの対応など、ともに取り組むこと、さらに、ウェルビーイングの向上を念頭に、取り組み内容を検討する。なお、施策を展開する具体的な取り組みについては、今後、関係部署、関係団体等と協議、調整をして決めていきたいと考えている。5. 計画の進め方として、PDCAサイクルによる進行、市民アンケートの実施による達成状況等の確認を行っていく。また、計画の途中でも必要に応じて事業等の見直しを行っていく。策定に係るスケジュールは、スポーツ推進審議会への諮問を行い、答申をいただいた後、教育委員会会議への報告、パブリックコメントの実施を経て、令和8年4月1日に計画施行を予定している、と概要を説明

高橋委員

アンケートの結果報告3ページ目、全体の男性の割合が36.3%と記載されているが、他の割合から見ると納得できない。この数値は正しいのか、と質問

忍生涯スポーツ課長

確認し、後程お答えする、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言